

秋田県告示第37号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和元年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
平成31年4月19日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
鎌清総建株式会社
秋田市下北手松崎字大沢田105番地44
代表取締役 鎌田 清孝
秋田県知事許可（般-26）第81293号
- (3) 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成31年4月16日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
平成31年4月25日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社男鹿潜水
男鹿市船川港比詰字餅ヶ沢27番地7
代表取締役 佐藤 香澄
秋田県知事許可（般-28）第4094号
- (3) 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成31年4月23日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日
令和元年5月9日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
環境設備工業株式会社
秋田市雄和椿川字長者屋敷67番地1
取締役 舟山 賢治
秋田県知事許可（般-29）第40022号
- (3) 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和元年5月7日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。